



# 野田市介護予防サポート企業事業のご案内

## 1 「介護予防サポート企業」とは

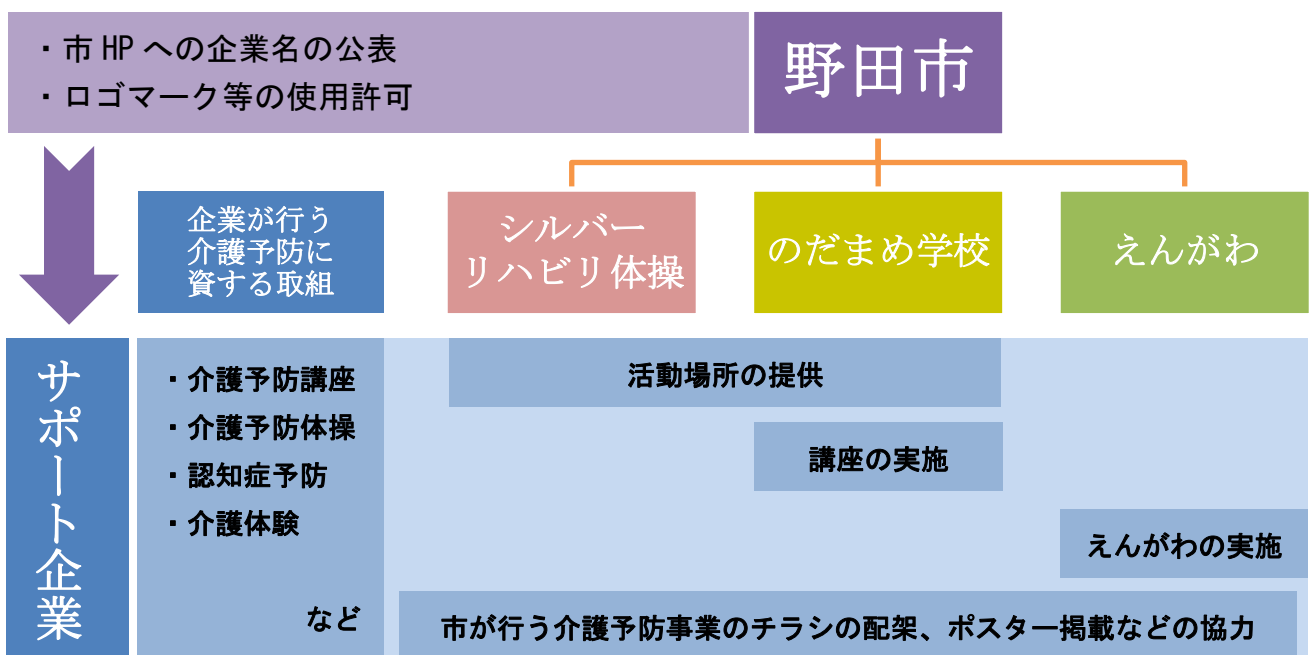
「介護予防サポート企業」(以下「サポート企業」という。)とは、野田市が推進する「介護予防10年の計」の6つの戦略のうちの1つで、民間企業などの介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用し、介護保険事業費の支出を伴わない介護予防を目指すことを目的としています。

## 2 サポート企業の事業内容

- (1) 市報又は市ホームページでサポート企業名が公表されます。
- (2) サポート企業は、事業の趣旨を踏まえ、介護予防に取り組むとともに本市が行う介護予防事業の実施及び周知に協力します。  
《例》のだまめ学校の開催場所の提供、市実施の介護予防事業のチラシの配架 など
- (3) 「介護予防10年の計」及び「介護予防サポート企業」の名称及びロゴマークを使用することができます。



### 【サポート企業の事業内容のイメージ】





## 3 サポート企業の実施手続

### 相談

- ・サポート企業として登録したい場合は、高齢者支援課窓口にて担当職員に相談してください。
- ・相談する場合は、事前に電話連絡で相談日時を決めてください。

### 申請

- ・サポート企業に登録する場合は「野田市介護予防サポート企業登録申請書」を高齢者支援課へ提出してください。

### 決定

- ・市から「野田市介護予防サポート企業登録証」が届いたら、登録完了です。
- ・「野田市介護予防サポート企業名簿」に登録され、市HPで公開します。

### 活動

- ・介護予防に資する取組を実施する際は、必ず事前に「野田市介護予防サポート企業事業実施届出書」を高齢者支援課へ提出してください。

### 実績報告

- ・活動終了後は「野田市介護予防サポート企業事業実施報告書」を高齢者支援課へ提出してください。

## 4 注意事項

- (1) 「介護予防10年の計」及び「介護予防サポート企業」の名称及びロゴマークを介護予防に関連する事業以外に使用しないでください。
- (2) 介護予防事業の実施に当たり、参加者から、飲食費、賄材料費等の利用者が負担する実費に相当する額を超えた額を徴収しないでください。
- (3) 「介護予防サポート企業」の名称を活用するなどして、あたかも、自社の商品又はサービスを市が推奨するものとして、消費者に誤認を与えるような広告表示、勧誘及び契約締結をしないでください。
- (4) その活動が当該事業に対し、著しく不相当であると認められる場合、野田市介護予防サポート企業名簿の登録を取り消す場合があります。

### 問合せ先

野田市 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 電話：04-7125-1111（内線2123）